

会議録

会 議 名	令和6年度（2024 年度）第1回八王子市空き家等対策懇談会	
日 時	令和6年（2024 年）10月4日（金） 午後2時00分～3時05分	
場 所	八王子市役所 職員会館第1会議室	
出席者 氏名	参 加 者	東京三弁護士会多摩支部 大山晃平氏 東京司法書士会三多摩支会八王子支部 高田賢司氏 一般社団法人東京都建築士事務所協会八王子支部 岡本栄二氏 東京土地家屋調査士会八王子支部 岡田大成氏 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第12ブロック八王子支部 大貫雅之氏 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩南支部 谷合ひろよ氏 八王子市町会自治会連合会 西山茂氏
	説 明 者	上原洋八主査、池田健介主任、露崎梓美主任
	事 務 局	小林中まちなみ整備部長、小島昭仁住宅政策課長、上原洋八主査、池田健介主任、露崎梓美主任
欠 席 者	東京税理士会八王子支部 國安綾子氏	
議 題 等	（1）空家等対策の推進に関する特別措置法で規定する管理不全空家等への対応状況等について （2）令和6年度（2024 年度）空き家実態調査について （3）今後の空き家対策について	
公開・非公開 の 別	公開（ただし議題（1）のみ非公開）	
非公開理由	個人情報が含まれるため	
傍聴人の数	なし	

配付資料等	次第 令和6年度（2024 年度）第1 回八王子市空き家等対策懇談会 席次表 八王子市空き家等対策懇談会 参加者名簿（令和5 年度～令和7 年度） 資料 1-1 空家等対策の推進に関する特別措置法で規定する管理不全空家等への対応状況等について【非公開資料】 資料 1-2 管理不全空家等ケース概要【非公開資料】 資料 1 参考 空家等対策の推進に関する特別措置法抜粋 資料 2 令和6 年度（2024 年度）空き家実態調査について 資料 3 今後の空き家対策について 資料 3 参考 民間事業者サービスイメージ図
会議の内容 （ 要 旨 ）	1 開会【事務局】 2 議事 （1）「議題1 空家等対策の推進に関する特別措置法で規定する管理不全空家等への対応状況等について」事務局より説明。 ≪議題1 については、非公開≫ （2）「議題2 令和6 年度（2024 年度）空き家実態調査について」事務局より説明。 ＜意見・質問＞ 【参加者】 現地調査を行う事業者は、空家等管理活用支援法人に指定された事業者なのか。 【事務局】 業務委託契約を行っている事業者であり、空家等管理活用支援法人に指定した事業者ではない。 【参加者】 業務委託事業者は、何か専門的な資格を持っている事業者なのか。 【事務局】 他自治体でも空き家調査の実績を有する民間事業者である。 【参加者】 一巡目調査については、調査対象家屋全棟の現地調査行うのか。 【事務局】 そのとおりである。

会議の内容 (要旨)	【参加者】 今回の調査の目的や今後の方針について伺いたい。 【事務局】 市内の家屋の状況を把握し、管理不全な空き家を減らすことを目的としている。また、今後空き家の増加が予測されているが、管理不全な空き家になる前に住まいの活用相談所を活用した市場流通や、利活用の促進を図っていく。 【参加者】 今回の調査で更新した空き家データベースについて、どのように活用していくのか。また、今後公開する予定はあるか。 【事務局】 現在においても、ごみ担当所管と空き家データベースを一部共有している。今後も関連する部署と情報共有していく考えである。なお、個人情報の関係もあり、外部への情報公開は検討していない。 (3)「その他 今後の空き家対策について」事務局より説明。 <意見・質問> 【参加者】 東京都から空き家に関するヒアリングを受けているが、都の空き家施策は、区部の状況に寄せているように感じる。多摩地域の中でも特に山間部にあるような空き家への問題意識を持ってもらうよう、市からも都に提言してほしい。 【事務局】 承知した。 【参加者】 区内でも、空き家の利活用を促進するための補助を実施している自治体があるが、八王子市でも何か補助をしているのか。 【事務局】 本市においても、一定の要件を満たす旧耐震の空き家を除却する際の費用の一部を補助する事業等を実施している。 【事務局】 今年度、空き家等を媒介する際の仲介手数料の見直しがあったが、効果はあったのか。 【参加者】 事例として多くあるわけではないが、一定の効果があったものと考えている。
-----------------------	--

会議の内容 (要 旨)	【参加者】 昭和 40 年代頃に興発された団地内では、子どもが独立し、持家をどのように活用すれば良いか悩んでいる人が多くいる。今後もそのような世帯が増加することが予測されることから、市全体の問題として、空き家が増える前の対策を考えてほしい。 【事務局】 当課では、住まいの活用方法に悩んでいる人等に向けた、住まいの活用相談所の開設や、住まい版のエンディングノートである住まいの活用ノートを作成し、福祉所管と連携しているところではあるが、今後も引き続き関連する所管との連携を進め、対策を講じていく。 【参加者】 市の施策の周知方法について、高齢者をメインターゲットとするのであれば、広報だけでは周囲効果が限定的のため、シニアクラブに情報提供するなど、高齢者に情報が流れるよう検討してほしい。 【事務局】 承知した。 3 閉会【事務局】
------------------------	--